

令和 3 年 11 月 9 日
高齢施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者の指定更新について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 12 の規定により、指定地域密着型サービス事業者の指定更新について、下記のとおりとする。

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	更新年月日	利用定員
デイサービスエプロン 東京都練馬区石神井町八丁目 53 番 24 号	N P O 法人アクト 練馬たすけあい ワーカーズエ プロン	令和 3 年 12 月 1 日	13 名
デイサービス 山に鳴く鳥 東京都練馬区関町北五丁目 17 番 4 号	有限会社ヒュー マン福祉サービ ス	令和 4 年 1 月 1 日	10 名